解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年三月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

大阪市生野区小路東二丁目四番二七号

特定非営利活動法人アンアン支援センター

清算人　松本　一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

和歌山県日高郡美浜町和田一三八番地

財団法人煙樹海岸観光施設協会

代表清算人　入江　喜一

代表清算人　出口　和雄

配当公告

三重県伊賀市下郡五三四番地の三

破産者　木下　博文

右の者に対する津地方裁判所伊賀支部平成二十二年（フ）第九八号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一一六、一七三、一〇七円

一、配当することのできる金額

金四、六四六、九二四円

平成二十三年四月四日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

破産管財人　**北薗**　太

配当公告

大分県日田市大字渡里三三番地の二

破産者　青柳木工有限会社

右の者に対する大分地方裁判所日田支部平成二十一年（フ）第一一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二一、七二一、五〇二円

一、配当することのできる金額

金五四、二三九、〇三二円

平成二十三年四月四日

大分市城崎町二―一―五城崎司法ビル二階

破産管財人　内田　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北一一条東八丁目四番地、最後の住所札幌市東区北一四条東一五丁目一番四三号　被相続人　亡　稲垣ミヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

札幌市東区北三三条東一五丁目二番一〇―四〇二号

相続財産管理人司法書士　古川　良明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市弁天町九番地の三、最後の住所北海道上磯郡上磯町七重浜二丁目三五番二六号　被相続人　亡　伊達　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

北海道函館市美原一丁目二七番一五号

相続財産管理人　司法書士　石川　博康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市白石区南郷通二丁目南八番、最後の住所札幌市白石区南郷通二丁目南八番一八―一〇一号　被相続人　亡　野村登志雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

札幌市中央区大通西一二丁目ウエスト12ビル四階酒井橋本日笠法律事務所

相続財産管理人弁護士　酒井　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字中根四七五五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山﨑　慶治

平成二十三年四月四日

茨城県水戸市三の丸一丁目一番二五号水戸駅前ビル三〇一いばらき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　俊弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡大洗町磯浜町一〇九四番地、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎四六九八番地　被相続人　亡　加藤　すゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階

相続財産管理人　弁護士　小沼　典彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市畑中二丁目六〇六四番地、最後の住所埼玉県新座市畑中一丁目七番三号　被相続人　亡　清水　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

埼玉県川口市幸町三―一〇―二　東商ビル五―五C　あおば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅原　啓高

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩二丁目二六七番地、最後の住所千葉県船橋市三咲六丁目二六番一六号　被相続人　亡　稲葉　寛一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号

やまちょうビル七階

相続財産管理人　弁護士　宮下　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市美浜区幕張西一丁目七七六七番地四、最後の住所千葉市美浜区幕張西一丁目一六番四号　被相続人　亡　錦　英人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号

建設会館ビル一階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永嶋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市堀川町一一番地三、最後の住所北海道函館市堀川町八番一八号　被相続人　亡　石川　達矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

東京都文京区千駄木三丁目五〇番一二―六〇三号

相続財産管理人　司法書士　柏倉　世一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市沼北町一丁目一番、最後の住所静岡県沼津市高沢町四番三四号　被相続人　亡　山﨑　麻夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月四日

事務所東京都中央区銀座七丁目一三番四号

田辺ビル六階鎌田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　並木麻倫子